

### 3 認定こども園等における教育・保育の一体的提供と推進体制

#### (1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

##### ① 認定こども園の普及

認定こども園については、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であること、また、地域の子育て支援も行う施設であることから、地域の実情に応じその普及を図ります。

##### ② 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

幼稚園や保育所から認定こども園に移行する希望がある場合には、原則として認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行うこととします。

具体的には、教育・保育の供給量が需要量を上回る場合においても、各区域の需要量に別表に定める「県の定める数」を加えた数までは、認可・認定を行うこととします。

また、移行に際し、施設整備が必要な場合には、補助事業の活用を図ります。

#### (2) 教育・保育の必要性と推進方策

子ども・子育て支援法は、「子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的としており、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものであり、その際それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような支援を行います。

支援の実施主体である市町村は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施し、県は、市町村が行う子育てのための施設等利用給付の実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業が適切、円滑に行われるよう必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策や各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を行います。

#### (3) 認定こども園等と地域型保育事業等を行う者の連携・接続

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園、保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行う者、乳児等通園支援事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携・接続し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。

また、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業については、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所と地域型保育事業を行う者との連携が必要で

このため、認定こども園等と地域型保育事業を行う者の連携・接続について、市町村が積極的に関与し、円滑な連携・接続が図られるよう支援します。

#### (4) 教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続

乳児等通園支援事業は、満3歳以上の児童を対象としていないことから、幼稚園に対して満3歳児クラスの活用を働きかけることや、満3歳児クラスが無い地域においては、その設置を働きかけること等により教育・保育施設と乳児等通園支援事業を行う者の円滑な連携・接続に努める必要があります。

このため、教育・保育施設と乳児等通園支援事業を行う者の連携・接続について、市町村が積極的に関与し、円滑な連携・接続が図られるよう支援します。

#### (5) 特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上

140 ページから 142 ページの施策に基づき、人材確保及び資質向上に努めます。

## 4 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

### (1) 子ども・子育て支援事業計画作成時等の調整

市町村子ども・子育て支援事業計画作成時等における県への協議や調整については、別途定める手続により行うこととします。

### (2) 認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員設定時等の調整

市町村が特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときや変更しようとするときに、あらかじめ行う知事への協議については、別途定める手続により行うこととします。

## 5 特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者の見込み数

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定教育・保育施設 <sup>(※2)</sup>	10,764	10,784	10,738	10,722	10,706
幼稚園 <sup>(※1)</sup>	1,033	1,016	1,012	1,012	1,012
幼保連携型認定こども園	5,174	5,206	5,171	5,160	5,149
保育所	3,875	3,909	3,903	3,898	3,894
保育所型認定こども園	682	653	652	652	651
特定地域型保育事業所 <sup>(※2)</sup>	410	404	402	402	402
小規模保育事業所A型	228	228	228	228	228
小規模保育事業所B型	111	111	109	109	109
小規模保育事業所C型	0	0	0	0	0
家庭的保育事業所	5	5	5	5	5
事業所内保育事業所	66	60	60	60	60
居宅訪問型事業	0	0	0	0	0
特定乳児等通園支援事業所 <sup>(※3)</sup>	40	134	147	162	176
計	11,214	11,322	11,287	11,286	11,284

※1 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。

※2 令和2年1月31日内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に記載する特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数の算出例について」の「計画期間中の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数の算出方法(例)表2」により算出。

※3 市町村から回答のあった職員数をもとに算出。

## 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に当たっては、法に基づく市町村への情報提供や、事業の実施状況についての情報共有、立入調査への同行等を行います。

また、給付事業を実施するに当たっては、市町村に対し適切な助言を行い、事業の円滑な実施を図ります。

③ 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブと放課後子ども教室については、共働き家庭等の全ての児童が放課後等において、安心・安全な居場所が確保され、多様な体験・活動を行うことができるよう市町村の取組を支援する必要があることから、県としては、教育委員会と福祉部局の連携を始め放課後対策の総合的な在り方を検討するための「推進委員会」において、市町村の取組を推進します。

## 8 教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表

県は、施設・事業の透明性を高め、教育・保育等の質の向上を促していくため、教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等の経営情報等についてインターネットなどで公表します。